

医療費の申請について

市外で受給者証が使用できない医療機関にかかるなど、窓口で保険診療の自己負担分を支払った場合は、医療助成費の償還払いの申請をしてください。

◆申請に必要なもの

- ①医療費申請書
- ②印鑑
- ③領収書（補装具代の場合は装具装着証明書を含む。）の原本
- ④受給者証
- ⑤振込口座のわかるもの（子ども医療は登録している口座を変更する場合。）

◆高額療養費に該当する場合や補装具代を負担した場合など

入院などで高額療養費が発生する場合や、健康保険証を提示せずに全額自己負担された場合、又は補装具代を負担された場合は、先に加入している健康保険組合等への支給申請が必要です。

後日、健康保険組合等から交付される「確定通知書（保険給付金支給決定通知書）」の原本と上記の◆申請に必要なものを用意して、申請してください。

なお、領収書（補装具の場合は装具装着証明書を含む。）の原本は健康保険組合等に申請書類として提出するため、医療費申請時はコピーを添付してください。

◆申請先

保険年金課医療給付スタッフ 8 番窓口、各市役所出張所

◆支給時期

申請された医療費は申請月の翌月末に指定口座に振り込みます。

（医療機関への確認等審査に時間がかかる場合は、申請月の翌月に振込できない場合があります。）

問い合わせ先

保健福祉部保険年金課医療給付スタッフ

電話 011-372-3311 内線 2102・2104